

令和7年度住宅リフォーム事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和7年度三沢市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

なお、令和7年度三沢市住宅リフォーム事業費補助金（以下、「当該補助金」という。）は、間接補助方式により実施するものであり、三沢建築組合（補助事業者）が当該補助金の交付を申請する市民（間接補助企業者）に対して、当該事業申請書等の受理及び決定並びに交付等の権限を有する業務となります。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する自己居住用の専用住宅又は併用住宅のうち自己居住部分をいう。
- (2) リフォーム工事（以下、「工事」という。） 住宅の耐久性、居住性の向上のために行う増減築、改築、改修、改装等をいう。
- (3) 登録店 当事業に賛同し、事前に登録している市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。
- (4) 再生可能エネルギー設備 太陽光、風力、バイオマス、大気中の熱など自然界に存在するエネルギー、燃料電池を再生可能エネルギーとし、そのエネルギー由来の電気や熱を自家用消費として利用するための設備をいう。
- (5) 省エネルギー設備 冷暖房設備（エアコン）、給湯器設備、LED照明器具等、対象機器ごとにCO₂の削減やエネルギー消費効率が高い製品をいう。その基準については、以下の条件を全て満たすものに限ることとする。

対象設備	条件
冷暖房設備	・省エネ法に基づくトップランナー基準を満たしている製品とする。 ・工事を行う住居部分の設置に限る。
給湯器設備	・省エネ法に基づくトップランナー基準を満たしている製品とする。
LED照明器具	・省エネ法に基づくトップランナー基準を満たしている製品とする。 ・蛍光灯器具からLED電灯器具への交換等。 ・電球の交換は含まない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 住宅の所有者又は住宅の所有者の親族で住宅所有者承諾書(様式第2号)を提出する者。親族とは、配偶者、父母、子、祖父母又は孫等直系親族とする。
- (2) 住宅に居住（住民登録）する者。又は、交付申請時に住民登録していない者であって、補助事業完了後に住民登録する者。
- (3) 前2号に該当する者、その同居人全員が三沢市の税を滞納していないことを条件とする。また、交付申請時に市外に住所を有する者についても、前住所地の市区町村において税金の滞納がないこととする。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号の全てを満たす工事とする。

- (1) 登録店によって施工される工事（登録店については別表参照）
- (2) 補助金の交付決定後に着手した工事
- (3) 補助対象経費の総額が50万円以上の工事
- (4) 申請年度内に工事確認検査を受けることができる工事

2 次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象としない。

- (1) 住宅以外の建物の工事
- (2) 貸家目的の工事
- (3) リフォーム工事と認められない工事。
- (4) 塀、物置等の外構工事
- (5) 単体で構造的に独立している既製品、構築物（ウッドデッキ、カーポート等）
- (6) 下水道及び浄化槽に係る工事
- (7) 電話、インターネットの配線工事

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、リフォーム工事費、省エネルギー設備費及び再生可能エネルギー設備費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象としない。

- (1) 設計料
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 工事を伴わない省エネルギー設備の購入費
- (4) 第2条第1項第5号に該当しない家庭電化製品の購入費（設置・取付含む）
- (5) 申請者又は所有者が自ら工事を行うときは、それに要した労務費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1に相当する額とし、上限を次の号によるものとする。ただし、その額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 補助金額の上限を15万円とする。
- (2) 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備に該当する工事については、補助金の上限を7万円とする。
- (3) 前号のうち、工事内でリフォーム工事費に該当する箇所がある場合は、15万円から省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の補助金額を差し引いた残額を、補助金の上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、登録店を代理人と定め、登録店は工事の着工前に交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、申請するものとする。

- (1) 工事の見積書（内訳明細及び消費税額が分かるもの）
- (2) 位置図（対象住宅の所在地がわかるようにマーカーしたもの）
- (3) 工事施工箇所の着工前の写真
- (4) 住宅所有者承諾書（様式第2号）（申請者と住宅所有者が異なる場合）
- (5) 省エネルギー設備においては、仕様及び金額が分かるもの（製品カタログの写し等）
- (6) 納税証明書（交付申請時に市外に住所を有する場合）
- (7) その他三沢建築組合長が必要と認める書類

2 申請の受付は、先着順とし、補助金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了するものとする。

3 申請は、1棟につき1回限りとする。

(交付決定の通知)

第8条 三沢建築組合長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めるときは、交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる変更をする場合は、変更(廃止)承認申請書(様式第4号)を三沢建築組合長に提出するものとする。

- (1) 申請者死亡による申請者の変更
- (2) 補助対象工事の廃止

2 三沢建築組合長は、前項の変更(廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第5号により申請者に通知するものとする。

3 三沢建築組合長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告書及び補助金支給申請書)

第10条 登録店は、補助事業が完了したときは、実績報告及び補助金支給申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、速やかに提出するものとする。

- (1) 工事代金の領収書の写し
- (2) 工事代金の明細がわかる書類
- (3) 工事施工箇所の着工後の写真
- (4) 下請負人一覧(様式第7号)
- (5) 申請者の住民票謄本の写し(交付申請時に市外に住所を有する場合)
- (6) その他三沢建築組合長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該申請年度の3月19日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 三沢建築組合長は、前条の規定による実績報告書(様式第6号)の提出を受けたときは、その内容の審査及び工事確認検査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 補助金の額に変更が生じた場合は、第8条により決定した額の範囲内において、変更を認めるものとする。

3 書類の不備により工事内容が確認できない場合は、補助の対象としない。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金の交付の方法は、第11条により額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 三沢建築組合長は、補助金交付後に、対象要件が満たされていないことが確認された場合は、申請者に対してその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、三沢建築組合長が別に定める。

別表

令和7年度住宅リフォーム事業参加登録店一覧

事業所名	電話番号	所在地	事業所名	電話番号	所在地
(有)足沢工務店	(53) 8562	日の出二丁目94-103	種市建匠	(57) 2262	深谷二丁目94-311
家導楽	(54) 4010	前平二丁目11-1	種市工務所	(54) 2805	三沢字山ノ神27
(株)ウメコウ	(53) 5201	南町四丁目31-3472	(有)種市塗装	(51) 6106	深谷三丁目94-1052
(有)浦田建築	(57) 1856	南町四丁目31-3571	(有)千葉建築	(52) 4481	三沢字淋代平118-222
大坂建築	(52) 4368	堀口三丁目2-7	ティー・エム・ユー	(78) 9099	南山三丁目219-203
沖澤塗装工業	(53) 9792	美野原一丁目18-14	(株)東建	(51) 2424	堀口一丁目15-10
(有)起田住建	(53) 8396	松原町二丁目31-3522	(株)東北企画	(57) 4141	幸町一丁目10-10
開進建装	(57) 4653	春日台三丁目154-371	東北豊和(株)	(54) 2368	三沢字横沢126-1
(有)神代塗装	(54) 4506	前平二丁目11-3	富善建築	(58) 7086	鹿中一丁目507
(有)柏工務店	(54) 3951	大津二丁目13-6	(株)中屋敷建設	(57) 2773	深谷二丁目94-303
(有)堅木工房	(50) 7448	鹿中三丁目145-497	浪岡電設(有)	(57) 1567	三沢字園沢219-4
(有)要建設	(51) 2294	東町四丁目5-8	日建ホーム(株)	(53) 5750	中央町三丁目8-28
(株)木組工務店	(57) 4547	栄町三丁目140-832	(株)沼山建業	(53) 7306	堀口二丁目17-6
(有)工藤建築	(57) 1108	南山四丁目37-15	(有)NODA工務店	(53) 8361	古間木四丁目261-21
(株)コウナン	(52) 4937	中央町三丁目10-24	畑内建築	(59) 2859	六川目三丁目146-5
(株)小坂工務店	(53) 1711	南町四丁目31-3469	(有)平内建築	(54) 3877	大津四丁目12-138
(有)坂本興業	(53) 9526	栄町三丁目140-791	藤ヶ森工務店	(51) 3373	東町一丁目11-17
(株)佐藤工務店	(53) 5332	南町二丁目31-163	二ツ森建工	(52) 2783	古間木二丁目203-5
(有)三福工務店	(53) 2969	南町四丁目31-3721	(有)堀建材センター	(54) 2311	三沢字堀口17-124
(株)サンロク	(53) 3436	桜町一丁目2-7	(有)前田塗装	(53) 5611	栄町三丁目140-759
(株)下久保建材店	(50) 2131	三沢字堀口94-1339	(有)丸勝工業	(58) 7061	三沢字堀口17-117
(有)下斗米木工所	(53) 3537	南町四丁目31-3358	(有)マルチュー工業	(53) 7611	堀口二丁目18-11
浄法寺建築	(54) 2878	三沢字堀口17-532	(株)ミサワFP事務所	(53) 5805	松園町二丁目14-2
(有)浄法寺工務店	(54) 3879	三沢字前平57	(有)三沢住建	(53) 8621	南山三丁目219-204
(有)杉本建築	(54) 2510	三沢字園沢219-442	(有)みさわ塗装	(58) 5956	美野原一丁目11-11
鈴木建設工業(株)	(53) 3078	新町三丁目31-2201	南電気工事(株)	(53) 3731	東岡三沢一丁目83-258
(株)角住宅サービス	(54) 4226	三沢字大津58-61	(有)宮古建設工業	(54) 3347	大津一丁目219-120
(株)青北建設	(59) 3508	六川目六丁目34-57	(有)宮古工務店	(54) 3142	鹿中二丁目58-191
(有)大輝住建	(54) 3367	三沢字園沢219-51	百橋塗装工業(株)	(53) 2727	大町一丁目1-5
太洋電設(株)	(57) 3271	三沢字中平50-1	山進建設	(57) 4109	岡三沢七丁目31-3
(有)工建築	(57) 0013	松原町二丁目31-3746	(有)山本建設	(54) 2882	鹿中三丁目459
(有)田嶋板金工業	(51) 0063	南町四丁目31-3453	(有)立建工業	(53) 2363	新町三丁目31-3616